



## 6 児童扶養手当

ひとり親家庭や、父または母に重度の障がいがある場合（下記参照）などに、お子さんが18歳になるまで（障がいがある場合は20歳になるまで）保護者に対して支給します。

### ■ 受給者／申請者

次のいずれかの条件に該当するお子さんを監護している母、父または養育者。



- ① 父母が離婚した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が一定の障がいの状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている
- ⑥ 父または母が1年以上刑務所等に拘禁中
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた
- ⑧ 母がお子さんを懐胎した当時の事情が不明
- ⑨ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた

### ■ 申請の手続き

こども福祉課に「認定請求書」の提出（申請）が必要です。なお、申請した月の翌月分から支給されます。

#### 《申請に必要なもの》

申請者ごとに必要書類が異なりますので、窓口で直接ご確認ください。

### ■ 所得制限限度額（児童扶養手当）

こども福祉課 窓口でご確認ください。

### ■ 児童扶養手当の額および支払日

お子さんの年齢	支給額（1人当たりの月額）	支払日
18歳になるまで （障がいがある場合は 20歳まで）	受給される方の状況によって 異なりますので、窓口で直接 ご確認ください。	年3回 ○ 4月11日・・・12月～3月分 ○ 8月11日・・・4月～7月分 ○ 12月11日・・・8月～11月分

#### 問合せ先

こども福祉課（児童福祉係）

TEL：0299-82-2911（代表）

## 7 高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利で、生活の安定に役立つと県が指定した資格を取得するために、養成機関で1年以上就学する場合に、給付金を支給します。ただし、事前に下記へ相談が必要です。

対象者	次の全てを満たすひとり親家庭の母または父 ① 児童扶養手当受給者または同様の所得水準にある方 ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ③ 就業または育児と修業の両立が困難である方		
対象資格	①看護師（准看護師含む。） ②保育士 ③介護福祉士 ④作業療法士 ⑤理学療法士 ⑥その他、市長が認める資格		
支給額	住民税非課税世帯：月額100,000円 住民税課税世帯：月額70,500円	支給期間	修学する全期間（上限3年）

#### 問合せ先

こども福祉課（児童福祉係）

TEL：0299-82-2911（代表）

